

不燃化推進特定整備地区事業（不燃化特区事業）の継続について

1 背景及び目的

令和2年3月に、東京都「防災都市づくり推進計画」の基本方針が改定され、不燃化を推進する「不燃化特区制度」について、取組が5年間延長されることとなった。

大塚五・六丁目地区において、平成27年1月より取り組んでいる不燃化特区事業について、令和3年度以降も引き続き5年間事業を継続し、当該地区の更なる不燃化を促進し、防災性の高いまちの形成を図る。

2 事業概要

- (1) 不燃化建替えの促進助成（戸建て住宅、共同住宅・長屋）
- (2) 老朽建築物の除却助成
- (3) 住替え助成
- (4) 不燃化相談ステーションの活用
- (5) 普及啓発（戸別訪問、専門家派遣、相談会・セミナーの開催等）

3 今後の予定

- | | | |
|------|----|----------------------------|
| 令和3年 | 3月 | 不燃化特区整備プログラム認定
区報及びHP掲載 |
| | 4月 | 不燃化特区指定通知、事業開始 |